

氏名 _____

令和7年7月2日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和7年7月2日 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和7年1月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければなりません。
- 2 タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から2年間と定められています。
- 3 道路運送法においては、国土交通大臣の災害救助のための運送命令により損失を受けた一般旅客自動車運送事業者に対しては、その損失を補償することが規定されています。
- 4 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
- 5 個人タクシー事業者は、タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づき、旅客のタクシーへの乗車を禁止している地区及び時間において、指定されたタクシー乗場以外の場所で旅客を乗車させてはならないこととなっていますが、指定されたタクシー乗場に旅客がいない場合は、この限りではありません。
- 6 タクシー乗務員は、旅客を運送中において、旅客の承諾を得た場合には、タクシー車内で喫煙してもよいと規定されています。

- 7 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。
- 8 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。
- 9 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
- 10 旅客自動車運送事業等報告規則の規定では、輸送実績報告書の事故件数については、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を提出すれば記載する必要はありません。
- 11 自動車の所有者は、新規登録をし自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号の自動車登録番号標の交付を受け、自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければなりません。
- 12 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、遺留品を保管しなければなりません。
- 13 個人タクシー事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはいけません。
- 14 タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合に限られます。
- 15 個人タクシー事業者は、タクシー業務適正化特別措置法に規定する個人タクシー事業者乗務証を他人に譲り渡し、又は貸与してはなりません。

- 1 6 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。
- 1 7 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を毎年5月31日までに提出しなければなりません。
- 1 8 個人タクシー事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。
- 1 9 道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。
- 2 0 個人タクシー事業者が、運賃及び料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。
- 2 1 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内に営業所があるタクシー事業者は同法の規定に基づくタクシー運転者登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはなりません。個人タクシー事業者は同法に基づいてタクシー運転者登録を受ける必要はありません。
- 2 2 タクシー運転者は、運行の業務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を業務記録に記録しなければなりません。
- 2 3 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはなりません。天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。
- 2 4 自動車事故報告規則の規定では、事業者が、死亡者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出しなければならないこととなっています。

- 25 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、個人タクシー事業者が特約に応じたときは、旅客から收受する運賃及び料金の額は、地方運輸局長から認可を受けたものでなくてもよいことが規定されています。
- 26 道路運送車両法の規定では、自動車の使用者は、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、地方運輸局長から、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ぜられることがあります。
- 27 個人タクシー事業を廃止しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要があります。
- 28 タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければなりません。
- 29 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受した場合であって旅客の求めがあったときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
- 30 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」及び「タクシー」又は「TAXI」と表示しなければなりません。
- 31 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃の額は、定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の定額運賃適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の時間距離併用制運賃において渋滞等による時間加算を勘案した額によります。
- 32 愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
- 33 個人タクシー事業者は、その名義を他人に当該事業のために利用させることも貸し渡すこともできません。

- 3 4 個人タクシー事業者の運送約款には、運送の引受けに関する事項を定める必要はありません。
- 3 5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、事故の記録をしなければなりません。
- 3 6 道路運送法には、一般旅客自動車運送事業者は、利用者利便の向上が最も重要であることを自覚し、絶えず営業収入の確保に努めなければならないことが規定されています。
- 3 7 個人タクシー事業者が許可等に付された期限の更新申請をしようとする際、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、今回の期限更新の申請までの間に無事故無違反であった者は、その旨を申告すれば当該更新申請書に運転記録証明書の添付を省略することができます。
- 3 8 タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第27条第1項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第13条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。
- 3 9 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的としています。
- 4 0 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき6ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、(41) 以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく(42)若しくはこれらに基づく(43)又は許可若しくは認可に付した(44)に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた(45)を実施しないとき。
- 三 第七条第一号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

ア 命令	イ 三月	ウ 条件
エ 処分	オ 指示	カ 義務
キ 計画	ク 勧告	ケ 六月
コ 事項		

**令和7年7月2日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏) 模範解答**

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	○ 輸2	2	× 点検4	3	○ 運85	4	× 運7	5	× 特43
6	× 輸49	7	× 運施4	8	○ 期限更新	9	○ 輸43	10	× 事故様式
11	○ 車11	12	○ 輸19	13	○ 運10	14	× 輸50	15	○ 特施34
16	× 輸3	17	× 報告2	18	× 運14	19	○ 運1	20	× 規定なし
21	○ 特3+5	22	○ 輸25	23	× 運30	24	○ 事故2+3	25	× 約款1+5
26	○ 車54	27	○ 運施25	28	○ 輸50	29	○ 輸10	30	○ 特施29
31	× 運賃制度	32	× 輸13+52	33	○ 運33	34	× 運施12	35	○ 輸26-2
36	× 運22	37	× 期限更新	38	○ 特2-2	39	○ 輸1	40	× 車48

II

41	ケ	42	ア	43	エ	44	ウ	45	コ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

■ 新型設問はありません。